

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [選挙活動](#) | [公務員による政治行為の制約](#)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

[▶ キーワード検索はこちら](#)

### 公務員による政治行為の制約

## 公務員による政治的行為の制約

### I 政治活動と選挙活動の法的定義

政治活動は公務員の政治的中立性という意味で制限されていますが、具体的には政党や政治団体の結成に関与し、その団体の指導的な地位に就くことが禁止されています。また、勧誘運動とは「不特定又は多数の者を対象に、組織的・計画的に投票する又はしないことを促す行為」、と定義付けられています。

選挙活動は、公職選挙法（＝公選法）にいう「選挙運動」ということとなります。公選法上の選挙運動とは、「（1）特定の選挙、（2）特定の候補者の為、（3）投票を得又は得させる為に直接又は間接に必要な有利な行為」とされています。

具体的には、（1）立候補の制限、（2）選挙管理委員会職員などの特定公務員の選挙運動の禁止、（3）公務員の地位を利用した選挙運動の禁止、（4）教育者の地位利用、（5）衆・参議員になろうとする職員が職務上の挨拶を選挙人にすること、…等が禁止されています。

### 1. 国家公務員にたいする制限

国家公務員法第102条は、一般職の国家公務員に対して、次のように政治的行為の制限を定めています。

（1）職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

（2）職員は、公選による公職の候補者となることができない。

（3）職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

これにより、各種選挙に出馬する際は所属庁を退職することが必要となっています。そして、国家公務員法第102条第1項の委任を受けて人事院規則14-7（政治的行為）が定められていて、同規則第6項は、17に及ぶ政治的行為を規定しています。

### 2. 地方公務員に対する制限

地方公務員法第36条は、地方公務員に対し、次のように政治的行為の制限を定めている。

（1）職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となってはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

（2）職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、左に掲げる政治的行為をしてはならない。但し当該職員の属する地方公共団体の区域外において第一号から三号まで、及び五号に掲げる政治的行為をすることができる。

1) 公の選挙又は投票において投票するように、又はしないように勧誘運動をすること。

2) 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。

3) 寄付金その他の金品の募集に関与すること。

4) 文書又は図画を地方公共団体の庁舎、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

5) 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為。

地方公務員法36条は、地方公務員の政治活動、選挙活動（2項）を制限していますが、政治活動、選挙活動の概念には幅があり、憲法で保障された言論、表現の自由=政治活動の自由を無原則的に奪うものではありません。また一般職のうち、公営企業職員、現業職員に本条は適用されません。

参考・出典：人事院規則14の7（政治的行為）、国家公務員法102条（政治的行為の制限）、地方公務員法36条（政治的行為の制限）

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.